

「租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>別冊</p> <p>第 3 章 航空機燃料税の税率軽減措置関係</p> <p>租特法第90条の8の2《<u>沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》及び第90条の9《<u>特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》関係</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 沖縄島等 沖縄島、宮古島、石垣島、<u>久米島又は下地島</u>をいう。</p> <p>(3)～(11) (省略)</p> <p>(「<u>沖縄島、宮古島、石垣島、久米島若しくは下地島</u>と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機」等の意義)</p> <p>2(1) 租特法第90条の8の2第1項に規定する「<u>沖縄島、宮古島、石垣島、久米島若しくは下地島</u>と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機」とは、沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を航行する航空機をいい、同項に</p>	<p>別冊</p> <p>第 3 章 航空機燃料税の税率軽減措置関係</p> <p>租特法第90条の8の2《<u>沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》及び第90条の9《<u>特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》関係</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 沖縄島等 沖縄島、宮古島、石垣島<u>又は久米島</u>をいう。</p> <p>(3)～(11) (同左)</p> <p>(「<u>沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島</u>と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機」等の意義)</p> <p>2(1) 租特法第90条の8の2第1項に規定する「<u>沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島</u>と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機」とは、沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を航行する航空機をいい、同項に規定する</p>

改 正 後	改 正 前
<p>規定する「沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機」とは、沖縄県の区域内の各地間の路線（以下、沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間の路線と併せて「沖縄路線」という。）を航行する航空機をいう。したがって、沖縄離島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線又は沖縄島等と離島との間の路線（沖縄県の区域内の各地間の路線を除く。）を航行する航空機はこれに該当しない。</p> <p>なお、航空機燃料税法第7条《積込みとみなす場合》に規定する外国往来機で同法第8条第1項《非課税》の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。</p> <p>(2) 租特法第90条の9第1項に規定する「離島と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機」とは、離島と本邦の地域との間の路線（宮古島、石垣島、<u>久米島又は下地島</u>と沖縄以外の本邦の地域との間の路線及び沖縄県の区域内の各地間の路線を除く。）のうち、租特令第50条の4第1項《特定離島路線航空機の範囲》の規定に基づく平成11年3月31日付運輸省告示第173号《特定離島路線の指定に関する告示》において指定された離島航空路線及び同項第4号に規定する離島と成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港又は大阪国際空港との間の路線（以下、併せて「特定離島路線」という。）を航行する航空機をいう。</p> <p>なお、航空機燃料税法第7条に規定する外国往来機で同法第8条第1項の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。</p> <p>別表2 特定離島路線航空機の範囲</p>	<p>「沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機」とは、沖縄県の区域内の各地間の路線（以下、沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間の路線と併せて「沖縄路線」という。）を航行する航空機をいう。したがって、沖縄離島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線又は沖縄島等と離島との間の路線（沖縄県の区域内の各地間の路線を除く。）を航行する航空機はこれに該当しない。</p> <p>なお、航空機燃料税法第7条《積込みとみなす場合》に規定する外国往来機で同法第8条第1項《非課税》の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。</p> <p>(2) 租特法第90条の9第1項に規定する「離島と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機」とは、離島と本邦の地域との間の路線（宮古島、石垣島<u>又は久米島</u>と沖縄以外の本邦の地域との間の路線及び沖縄県の区域内の各地間の路線を除く。）のうち、租特令第50条の4第1項《特定離島路線航空機の範囲》の規定に基づく平成11年3月31日付運輸省告示第173号《特定離島路線の指定に関する告示》において指定された離島航空路線及び同項第4号に規定する離島と成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港又は大阪国際空港との間の路線（以下、併せて「特定離島路線」という。）を航行する航空機をいう。</p> <p>なお、航空機燃料税法第7条に規定する外国往来機で同法第8条第1項の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。</p> <p>別表2 特定離島路線航空機の範囲</p>

改正後	改正前
<p>4—1 原則（租特法90の9①）</p> <p>離島と本邦の地域との間の路線（宮古島、石垣島、<u>久米島又は下地島</u>と沖縄以外の本邦の地域との間の路線及び沖縄県の区域内の各地間の路線を除く。）のうち運輸省告示で指定された路線及び離島と成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港又は大阪国際空港との間の路線（「特定離島路線」）を航行する航空機</p> <p>図（省略）</p> <p>（注）（省略）</p>	<p>4—1 原則（租特法90の9①）</p> <p>離島と本邦の地域との間の路線（宮古島、石垣島又は<u>久米島</u>と沖縄以外の本邦の地域との間の路線及び沖縄県の区域内の各地間の路線を除く。）のうち運輸省告示で指定された路線及び離島と成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港又は大阪国際空港との間の路線（「特定離島路線」）を航行する航空機</p> <p>図（同左）</p> <p>（注）（同左）</p>